

「キルデベルト 1 世勅令」の分析

—— 6 世紀前半メロヴィング朝における国王と教会の関係への一視角 ——

立川 ジェームズ

はじめに

西暦 496 年から 507 年頃にメロヴィング朝初代国王クローヴィス 1 世（在位 481-511）がそれまでの異教からカトリックに改宗し、おそらく 508 年頃にランス司教レミギウスの手で洗礼を受けた¹⁾。かくしてメロヴィング朝フランク王国は、西ローマ帝国崩壊前後に乱立したゲルマン諸王朝のなかで初のカトリック勢力となり、511 年にはクローヴィス 1 世の命令によりフランク王国初となる教会会議がオルレアンにて開催された²⁾。フランク王国および後のフランス王国において一千年以上続くことになる王権とカトリック教会の緊密な関係の幕開けである。

ところで 511 年にクローヴィス 1 世が死去すると、王国は彼の 4 人の息子すなわちテウデリク 1 世（在位 511-33）、クロドミル（在位 511-524）、キルデベルト 1 世（在位 511-58）、クロタール 1 世（在位 511-61）が分割し、それぞれ分王国を支配した³⁾。この第 2 世代が父の着手したキリスト教への帰依ならびに教会との関係構築をどのように進めたのかについては、まだ十分に明らかにされていない。その最大の理由は史料の少なさに求められよう。6 世紀前半に発布された勅令は 2 点しか伝来していない⁴⁾。叙述史料に関しては、6 世紀末に書かれたトゥール司教グレゴリウスの『歴史十卷』やアヴァンシュ司教マリウスの『年代記』に拠らざるを得ない⁵⁾。また、発給者たる国王と受益者たる教会や修道院との密接な関係を示す国王証書や特許状のうち、真正性が確立されているのは 7 世紀以降に発給されたもので、6 世紀前半のものは知られる限りすべて偽造文書である⁶⁾。

かかる史料状況をふまえ本稿では、一般に 511 年から 558 年の間に発布されたとされる「キルデベルト 1 世勅令」（以下「キルデベルト勅令」）を取り上げる⁷⁾。後述するように、同勅令は部分的にしか伝来しておらず発布時期も確定されていないが、宗教的な色彩の強い内容となっていることから国王と教会の関係を知るための貴重な手がかりとなる可能性を秘めている。これまで「キルデベルト勅令」がメロヴィング王権のキリスト教化や反異教政策の一端を示す文書として言及されることはあったものの、同勅令のテキスト自体を詳細に分析した研究は少ない⁸⁾。また、政治的側面を含む国王と教会の関係におけるその意義は、十分に評価されてこなかったように思われる。そこで本稿では、キルデベルト 1 世と教会の関係を明らかにするための予備的考察として、「キルデベルト勅令」の発布状況に関して一つの仮説を提示する。具体的には、「キルデベルト勅令」の伝来過程および内容を確認したうえで、同時代の教会会議決議文書や類似する他の勅令との比較検討を行うことで、発布時期を可能な限り絞り込みたい。

第1節「キルデベルト勅令」の伝来過程および内容

(1) 伝来過程

「キルデベルト勅令」はただ一つの写本によって、部分的にのみ伝来している。この写本は、Paris, Bibliothèque Nationale, Lat. 12097 と名付けられている写本集⁹⁾の大部分を占める『コルビ・カノン集』Collectio Corbeiensis に収録されている¹⁰⁾。同カノン集は4世紀頃(ローマ帝国時代)から6世紀後半(メロヴィング朝時代)までの教会会議決議を中心に集めたものであり、その他にも教皇、司教、国王に関わる文書や書簡を収録している。『コルビ・カノン集』の最初の部分(ff.1-139v)は524年頃にガリア南部(おそらくアルルカリヨン)で成立し、その後複数の別の書き手によって、いくつかの段階に分けて史料が追加された¹¹⁾。本稿で扱う「キルデベルト勅令」の写本(f.162r-v)は同じくガリア南部において、6世紀後半から7世紀初頭の時期に追加された部分に位置する¹²⁾。より具体的に言うとff.139v-224vの追加部分に位置する¹³⁾。追加部分はさらに筆跡の違いによって6つの部分に分けられ、「キルデベルト勅令」の写本(f.162r-v)はそのうちの2番目の部分(ff.144r-159r)を担当した人物によって書かれたようである。「キルデベルト勅令」の文章が途中で切れて次葉(f.163)から筆跡が変わるため、そこで作業が一旦中断され、別の人物が書写を始めたことがわかる。この別の人物が担当した3番目の部分(ff.163-170)には、『コルビ・カノン集』所収の年代が確定されている史料のなかで最も若い573年の教会会議決議が収録されている¹⁴⁾。したがって、遅くとも558年(キルデベルト1世が死んだ年)までに発布された「キルデベルト勅令」を『コルビ・カノン集』の編纂者が入手し、6世紀後半から7世紀初頭にかけての時期に書き写したと考えることができる。

なお、『コルビ・カノン集』にはキルデベルト1世に関連する他の文書も見い出される。キルデベルト1世の支配下で開催された2つの教会会議の決議文書(538年および549年のオルレアン教会会議)とサンス司教レオがキルデベルト1世に宛てた書簡(534-48年頃)が収録されている¹⁵⁾。このことは、『コルビ・カノン集』の編纂に関与した人々がキルデベルト1世の王国内で作成された文書を手に入れたことを意味し、「キルデベルト勅令」も同様のルートで入手したと考えうる。

ただし、上述の写本の伝来過程から「キルデベルト勅令」の発布年を特定することはできない。勅令には通常、発布した王の名前と治世何年目という文言が末尾に付されるが、「キルデベルト勅令」では欠落している。したがって問題は、511年から558年に及ぶ治世のどこに「キルデベルト勅令」の発布を位置づけるかである。この問題に取り組むために、以下ではまず伝来する「キルデベルト勅令」の全文を訳出し、その主旨を確認しておきたい。

(2) 内容の検討

まず伝来する「キルデベルト勅令」の全文を以下に訳出する¹⁶⁾。

我々は神の恩寵により信ずる。神がお示しになるように、もし偶像崇拜を放棄したキリスト教の人民が、我々が完全なる忠誠を誓った神に真摯にお仕えすれば、それは我々の利益ならびに人民の安寧にとって有益なことであると。そして、遵守すべき司教／司祭の命令を守らない民衆が我々の権力により矯正される必要があるため、我々はこの命令書が広く全ての場所に伝達されるよう命ずる。もし何人かが忠告を受け、どこであろうと自分の土地に建てられた偶像や人々により悪魔に捧げられた偶像を直ちに放棄せず、あるいは司教／司祭がそれらを破壊す

ることを妨害したならば、その者は我々の面前に自ら出頭しない限り、保証人を立てずしてその場所を離れることは許されない。神に対する不正を働いた冒瀆者がいかに処罰されるのか、そのことが我々により協議されるべきである。なぜなら我々の信仰は、司教／司祭が祭壇から発する聖書、預言者たちそして使徒たちのことについての言葉により、それが何であろうと、神がお与えになる限りの知識を知らされるからである¹⁷⁾。人民の間で数々の冒瀆が犯されているために神が侮辱され、人民がその罪により死へと向かっているという悲痛の叫びが我々に寄せられている。復活祭や聖誕祭や他の祝祭においてさえも、彼らは徹夜の祈祷の間に酒を飲み、愚行を働き、歌を唄い、さらに日曜日になると踊り子どもが農村を徘徊している。こうした神に対する侮辱となる行為をすることは、誰であろうと許可しない。司教／司祭の忠告と我々の勅令が出された後に、こうした冒瀆をあえて行った者は、もし奴隷の身分であれば鞭打ち100回を受けるべし。もしその者が自由人あるいはそれより高位とみられる者であれば…(以下伝来せず)¹⁸⁾。

この勅令の最大の特徴は、何よりもその宗教的な関心である。キルデベルト1世は人民 (*populus*) の間に蔓延る偶像礼拝 (*idolorum culturam*) やキリスト教の祝祭日における不適切な行為 (節度のない飲酒、歌唱、愚行) の撲滅に取り組む姿勢を打ち出している。また、日曜日における「踊り子」 (*bansatrices*) の活動も非難しているが、これは上述の行為と関連するものと思われる¹⁹⁾。なぜこれらの行為を撲滅する必要があるのかというと、それは人民がそうした「数々の冒瀆」 (*multa sacrilegia*) により神を侮辱し、「死へと向かっている」からだとされる。その状況を是正して「我々の (つまり国王自身の) 利益」と「人民の安寧」を実現すること、それが「キルデベルト勅令」の主な狙いなのである。

「キルデベルト勅令」に詳しい検討を加えたS・エスダースは、主として法的側面から、人民の「矯正」 (*correctio*) を目指すローマ帝国以来の宗教的な皇帝立法との類似性を示し、王権と教会の思惑が一致していたことを指摘している²⁰⁾。さらにI・ヴォルは、「キルデベルト勅令」に現れる偶像礼拝に対する厳しい姿勢に注目し、同時代の教会会議決議との関連性を明らかにしている²¹⁾。これらの研究により、「キルデベルト勅令」を王権と教会の関係の文脈に位置づけることの重要性が示されたわけであるが、発布時期について詳しくは論じられていない。しかし特にヴォルの指摘は、「キルデベルト勅令」の発布時期を絞り込むうえで重要な視点を提供してくれるように思われる。そこで次節では、「キルデベルト勅令」と教会会議決議の関連性について詳しく検討していきたい。

第2節 「キルデベルト勅令」と教会会議決議の比較検討

キルデベルト1世の支配下において7つの教会会議が確認されており、そのうちの少なくとも3つが国王自身により招集されている²²⁾。したがって、少なくとも533年から552年頃までの約20年間、キルデベルト1世が教会会議に関与したことはわかっている。以下では、上記7つの教会会議のうち「キルデベルト勅令」と関連する内容をもつ533年のオルレアン教会会議、538年のオルレアン教会会議、および541年のオルレアン教会会議の決議文書をそれぞれ取り上げ、「キルデベルト勅令」と比較していく。

(1) 533年のオルレアン教会会議

キルデベルト1世がおそらく弟のクロタール1世および甥のテウデベルト1世と共同で招集した533年のオルレアン教会会議の決議第12条にはこう書かれている。「何人も教会で祈るときに歌唱したり、飲酒したり、戯れたりすることがないように。かような祈りは神を喜ばせるよりは怒らせるものであるから」²³⁾。同決議は、「彼らは徹夜の祈りの間に酒を飲み、愚行を働き、歌を唄い」と述べた「キルデベルト勅令」とかなり類似している。決議のほうが「教会での」歌唱、飲酒、戯れなどの行為を禁じている点でたしかに違いはある。しかし、「キルデベルト勅令」が上述の行為を「復活祭や聖誕祭や他の祝祭」の前夜に行われる「徹夜の祈祷」(noctes pervigiles)と明確に結び付けていることから、祝祭日前後に教会で行われる徹夜の祈祷やミサなどに参加する民衆の行為を想定しているものと思われる²⁴⁾。実際、6世紀後半の教会会議決議は聖人の祝祭日前夜の徹夜の祈祷を自宅ではなく教会で行うよう定めている²⁵⁾。したがって、上記決議第12条と「キルデベルト勅令」はいずれも、特に教会での民衆の行為を問題視していたと解釈できる。

また同会議決議第20条には、「カトリック信徒で偶像礼拝に戻って授かった洗礼の恩寵を誠実に守らない者、あるいは傲慢にも偶像礼拝のために犠牲にされた食物を食事に使った者は教会の団体から除外されるべし」とある²⁶⁾。ここで教会的制裁の対象とされている偶像礼拝(idolorum cultum)は、勅令が言及した偶像礼拝(idolorum culturam)と一致している。つまり、決議を行った司教たちとキルデベルト1世は、偶像崇拜という共通の関心を持っていたのである。

(2) 538年のオルレアン教会会議

538年のオルレアン教会会議決議第33条は、ユダヤ人の扱いに関して次のように定めている。

我々は神の恩寵によりカトリックの国王たちの支配下にあるので、聖木曜日から復活祭の土曜日の2日後まで、すなわちその4日の間、ユダヤ人はキリスト教徒の中に姿を見せるべきではないし、どこにおいても、またいかなる機会であれ、カトリックの人民と混ざるべきではない²⁷⁾。

当時フランク王国にユダヤ人のコミュニティが存在したことはトゥール司教グレゴリウスの『歴史十巻』の記述から明らかである。実際、キリスト教の祝日にユダヤ人との衝突が起これ、ユダヤ人の強制改宗が行われたケースが知られている²⁸⁾。現存する「キルデベルト勅令」においてはユダヤ人への言及は見られないが、伝来していない部分に言及があった可能性がある。というのは、上記の決議第33条を踏襲した581/3年のマコン教会会議決議第14条が、「良き思い出の主人キルデベルト王の勅令」を引き合いに出しているからである²⁹⁾。ここに登場する「勅令」(edictum)は、間違いなく581/3年時点ですでに死去していたキルデベルト1世が発布したものである³⁰⁾。そのため、「キルデベルト勅令」の欠落部分において、538年のオルレアン教会会議決議第33条と同様にユダヤ人を扱った箇所があった可能性を指摘できる³¹⁾。もちろん、581/3年のマコン教会会議決議第14条で言及された勅令が「キルデベルト勅令」と同一であるとは限らず、伝来していない別の勅令の可能性もある。だがその場合でも、キルデベルト1世がユダヤ人を扱った何らかの勅令を発布した事実には変わりはないので、王と司教が偶像礼拝に加えユダヤ人についても問題関心を共有していたことがわかる。

(3) 541年のオルレアン教会会議

この教会会議の決議第15条は次のように定めている。

誰かが洗礼の秘蹟を授かった後に、悪魔のために犠牲にされた肉を嘔吐するほど食すことに戻り、司教／司祭に忠告された者がなおその背徳行為を正そうとしない時は、冒瀆の矯正のためにカトリックの共同体から除外されるべし³²⁾。

この決議は533年のオルレアン教会会議決議第20条と同様に、異教的な礼拝・風習を扱ったものである。特に問題視されているのは動物を犠牲にしてその肉を食べる行為であるが、これはローマ帝国において広く行われ、4世紀以降に正式に禁止されていた非キリスト教的な信仰行為であった³³⁾。533年から引き続き決議されたことは、当時司教たちがこの行為に大きな関心を寄せていたことをうかがわせる。この決議と「キルデベルト勅令」との関係で注目されるのは、「司教／司祭に忠告された者」(commonitus a sacerdote)という文言である。これは、「キルデベルト勅令」に出てくる「司教／司祭の忠告」(commonitionem sacerdotum)とよく似ている。キルデベルト1世は、勅令の中で述べてきたような行為を「司教／司祭の忠告」および「我々の勅令」の発布後にあえて行った者について、奴隷の場合には鞭打ちという身体刑を定めている。したがって、キルデベルト1世が自らの勅令と司教の決議との密接な関係を意識していたことがうかがえる。

(4) 「キルデベルト勅令」における司教／司祭 (sacerdotes) の役割

次に、「キルデベルト勅令」と教会会議決議の関連性をさらに示すものとして、「キルデベルト勅令」における司教／司祭への言及に注目したい。同勅令には司教／司祭を意味する *sacerdotes* が4回登場する³⁴⁾。彼らは人民の風紀を正すために忠告したり命令したりする。また、農村で偶像を撤去し、祭壇で説教を行うこともある。つまり、司教／司祭は偶像礼拝や悪習との戦いのいわば最前線で活動する存在として描かれている。

こうした聖職者の役割とは対照的に、「キルデベルト勅令」では王権の役割は前面には出てこない。「遵守すべき司教／司祭の命令を守らない民衆が我々の権力により矯正される必要がある」という文言からもうかがえるように、あくまで教会的な措置でも是正されない場合に王権が介入することになっていた。また、先にあげた「司教／司祭の忠告と我々の勅令が出された後に、こうした冒瀆をあえて行った者」の件でも、王権が単独で動くのではなく、教会と協調して対処する姿勢を示しているのである。

キルデベルト1世が司教／司祭の役割を前面に出した背景には、教会会議決議にも表れる司教たちの懸念があったと考えられる。日曜日における信徒生活のあり方を定めた538年のオルレアン教会会議決議第31条には、「禁じられている上述の事柄〔日曜日に行ってはならない行為〕への従事が発見された者がいかに矯正されるべきかは、世俗裁判権に基づいてではなく、司教の懲戒に基づいて決められるべし」という文言がある³⁵⁾。これを司教による宗教の領域からの世俗権力の意図的な締め出しと捉えようとする研究者もいるが、そうした解釈の問題については別稿で論じたので詳述はしない³⁶⁾。司教たちは世俗権力の排除に関心があったというより、罰則に懸念を抱いていたものと思われる。世俗の裁判では、鞭打ちなどといった身体刑を含む厳しい処罰が言い渡される可能性があった。現に「キルデベルト勅令」は奴隷に対して鞭打ち100回を定めている。そのため司教

たちは、この決議により、過ちを犯した者がまずは教会の懲戒に服すべきだと主張した。それでも改善されない場合に世俗権力の協力を得ることは十分あり得たのであり、それ自体は禁止されていない。キルデベルト1世はおそらく司教たちの考えを汲み取り、彼らが忠告した後に改善が見られない場合に「我々の権力」(nostro imperio) が介入することを明言したのだと考えられる。つまり、キルデベルト1世は教会の独自の役割とその重要性を強調し、王権を司牧活動を後押しするための手段として位置づけたのである。

以上、本節の考察から明らかなように、「キルデベルト勅令」は533年から541年までの間にオルレアンで開催された3つの教会会議の決議と共通する側面を有しており、同勅令はそれらの教会会議決議を参照したうえで作成・発布された蓋然性が高い。したがって、「キルデベルト勅令」は533年から558年までの間に発布されたと考えられるのである。

第3節 「キルデベルト勅令」の発布時期：「グントラム王勅令」を手がかりに

前述のように、メロヴィング期の勅令は「キルデベルト勅令」を含めわずか7点しか伝来していない。それらのうち、「キルデベルト勅令」と最も顕著な類似点を示すのが「グントラム王勅令」である。本節の目的は、主としてこの「グントラム王勅令」の作成過程、発布の意図および時期を明らかにすることで、「キルデベルト勅令」の発布時期をさらに絞り込むための手がかりを得ることである。

「グントラム王勅令」は、グントラム自身が開催を命じたマコンでの大規模な教会会議の18日後に発布されたものである³⁷⁾。同勅令でグントラムは国王のキリスト教的責任について述べており、メロヴィング王権をめぐるキリスト教思想の発展をよく示している³⁸⁾。王は、至る場所で様々な罪(scelera)が犯されていること、その結果神が怒って王国が戦争や疫病などの災禍に見舞われていること、さらに人々が神の審判を恐れていないことに対して危機感を表明している³⁹⁾。グントラムは「我々の王国の安泰、領域の救済、および人民への配慮」のためにかかる状況を是正するべく、司教を筆頭とする聖職者ならびに「裁判官」(iudex)と呼ばれる裁判権を行使する世俗官職保有者に対して、人民の矯正を指示している⁴⁰⁾。こうした点において「グントラム王勅令」は、人民が「数々の冒瀆」により「死へと向かっている」ことに懸念を示した「キルデベルト勅令」とよく似ている。加えて「キルデベルト勅令」と「グントラム王勅令」は、いずれも宗教的事柄を扱った一つのまとまった文章となっている。一方伝来する他の5点の勅令は、宗教的内容の有無に関係なく、個々の、比較的短い条項を並べた体裁をとっている⁴¹⁾。

さらなる類似点として注目したいのが教会会議決議との密接な関係である。「グントラム王勅令」は、明らかに先に開催されたマコン教会会議の決議を意識して書かれている。具体的には、司教たちが厳しく禁じた日曜日における労働や訴訟行為について、「グントラム王勅令」にもそれを禁止する旨が記載されている⁴²⁾。また、グントラムが司教の「全体的決議」(definitionis generalis) や「マコンの聖なる教会会議」(sancta synodo Matisconensi) に言及していることから、マコンでの決議が前提にあることは間違いない⁴³⁾。

「キルデベルト勅令」との関連でもう一つ注目すべき点として、「グントラム王勅令」における司教への言及があげられる。同勅令は「この上なく神聖なる司教たち」(sacrosancti pontifices) および

「使徒的な司教たち」(apostolici pontifices) とかなり尊敬を込めた表現を使用している。また、司教の役割については次のように述べている。

神の慈悲が父的な権力の職務をお与えになった、この上なく神聖なる司教たちよ。崇高なる我々の言葉は特にあなた方に向けられている。あなた方が神の摂理から託された人民に配慮し、彼らをたゆまぬ説教により矯正することに努め、また司牧的な熱意でもって支配するよう求める⁴⁴⁾。

このように、グントラムは司教に敬意を払い、その役割を重要視していた。一方で国王たる自分の役割については、「もし支配下の人民への配慮を怠れば、最上の王の権威から支配するための能力を授かった我々さえも、神の怒りを免れることはできまい」と述べ、人民の矯正に関して自らが神に対して責任を持つことを明言している。しかもグントラムは、その責任を司教と連帯して全うする考えを示している。そのことは、「司教／司祭のカノンに基づく訓戒で矯正されない者は、裁判官の法的処罰により苛まれるべき」という文言から明らかである⁴⁵⁾。ここでの「裁判官」(iudicum)とは世俗官職保有者を指し、その最高責任者は国王である。これは、「遵守すべき司教／司祭の命令を守らない民衆が我々の権力により矯正される必要がある」とした「キルデベルト勅令」と対応しており、説教などの司牧活動により改善されない場合に世俗権力が介入するという聖俗協働の考え方を示している。

以上のように「キルデベルト勅令」と「グントラム王勅令」との間には、①問題関心、②体裁、③教会会議決議との対応関係、および④王権と教会の連帯の諸点において顕著な類似性が確認できる。そうすると、発布方法についても共通点があったとは考えられないだろうか。「グントラム王勅令」は国王自身が招集したマコン教会会議の18日後に発布され、間違いなく同会議の決議文書を参照して作成されたものである。「キルデベルト勅令」が同様のプロセスを経て発布されたと仮定した場合、533年、538年、541年のいずれかの教会会議での決議を受け、あまり時を置かずして国王がその決議に基づいて勅令を作成・発布した可能性を指摘できる。原則として、決議は教会会議で採択された後、各地の教会や聖職者に周知されることになっていた⁴⁶⁾。「キルデベルト勅令」には「我々はこの命令書が広く全ての場所に伝達されるよう命ずる」とあるが、勅令の内容が教会会議決議と対応しており、なおかつ司教／司祭の役割が大きく取り上げられている点を考慮すると、各地への決議の伝達となるべく近い時期に勅令を発布することが効果的かつ合理的であったはずだ。

この関連で、614年の「パリ勅令」の発布方法も注目し値する。同勅令は、クロタール2世が開催したメロヴィング期最大規模のパリ教会会議の8日後に発布されたものである。この会議で採択された、司教選出を扱った決議第2条および3条、ユダヤ人による権力行使を禁じた決議第17条が「パリ勅令」に直接取り入れられており、他にも関連する規定がみられる⁴⁷⁾。つまり、「パリ勅令」は先行する教会会議の決議に基づいて作成され、あまり時を置かずして発布されており、その点で先の「グントラム王勅令」の発布方法と同じである。こうした事実は、メロヴィング朝の国王たちが意識的に教会会議の時期に合わせて勅令を発布したことを示唆するものであり、本稿で提示してきた「キルデベルト勅令」の発布時期に関する仮説を補強するものである。

おわりに

これまで本稿では、「キルデベルト勅令」がキルデベルト1世によって、教会と協力して王国内に蔓延る偶像礼拝や悪習に対処するために、533年から541年にかけて開催された3つの教会会議のいずれかの決議文書を参照のうえ作成され、当該会議の後にあまり時を置かずして発布されたものであった可能性を示してきた。では、「キルデベルト勅令」の発布をこの時期に絞り込むことがキルデベルト1世の治世、ひいては6世紀前半における王権と教会を読み解くうえでどのような意味を持ちうるのか。今後の展望を示すためにも、この時期の状況について簡単に触れて稿を閉じたい。

530年代前半～540年代初頭にかけての時期というのは、ちょうどキルデベルト1世が支配領域をガリア南部に拡大していった時期であった。キルデベルト1世は534年に兄弟と協力してブルグンド王国を滅亡に追い込み、ブルグンド地域の中心部たるリヨンやヴェイヌを手に入れた⁴⁸⁾。さらに537年には、地中海に面するプロヴァンス地方を東ゴート王国より割譲された⁴⁹⁾。538年および541年の教会会議には、キルデベルト1世が新たに支配下に置いたガリア南部の地域からも司教が参加している⁵⁰⁾。したがって、本稿で提示した「キルデベルト勅令」の発布時期は、まさに国王が新しい地域の司教たちと接点を持ち始め、これから関係を築こうとしていた時期と重なるのである。かかる宗教的・政治的文脈を念頭に、「キルデベルト勅令」を今回取り上げられなかった叙述史料や書簡史料などとも関連づけながらさらに詳しく分析していくことが今後の課題である。

注

- 1) 改宗および洗礼の時期をめぐる議論がある。詳しくは以下を参照。I. Wood, *The Merovingian Kingdoms, 450-751*, Harlow, 1994, pp. 41-49; D. Shanzer, "Dating the baptism of Clovis: the bishop of Vienne vs the bishop of Tours", *Early Medieval Europe* 7 (1998), pp. 29-57.
- 2) J. Heuclin, "Le concile d'Orléans de 511, un premier concordat?", in M. Rouche (ed.), *Le baptême de Clovis, son écho à travers l'histoire*, t. 2, Paris, 1997, pp. 435-450.
- 3) E. Ewig, "Die fränkischen Teilungen und Teilreiche (511-613)", H. Atsma (ed.), *Spätantikes und Fränkisches Gallien. Gesammelte Schriften (1952-1973)*, Bd. 1, München, 1976, p. 114.
- 4) メロヴィング朝全体から勅令は7点しか伝来していない。A. Boretius, (ed.), *MGH Leges II, Capitularia regum Francorum I*, Hannover, 1883, pp. 1-23. なお、ボレティウスは9点あげているが、I・ヴォルが「クローヴィス王から司教たちへの書簡」および「グントラムとキルデベルト2世の協約」の2点を除外している。ここではヴォルに従いたい。I. Woll, *Untersuchungen zu Überlieferung und Eigenart der merowingischen Kapitularien*, Frankfurt am Main, 1995, pp. 1-4.
- 5) トゥール司教グレゴリウス (兼岩正夫・臺幸夫訳) 『歴史十卷 (フランク史)』、東海大学出版会、1975-77年。A・C・マレーがマリウスの『年代記』を英訳している。A. C. Murray, *From Roman to Merovingian Gaul: A Reader*, Toronto, 2008, pp. 100-108.
- 6) T. Kölzer (ed.), *Die Urkunden der Merowinger (Diplomata regum Francorum e stirpe Merovingica)*, Bd.1, Hannover, 2001, esp. pp. 1-70.
- 7) *Childeberti I. regis praeceptum*, Boretius (ed.), *Capitularia*, pp. 2-3.
- 8) A. Hauck, *Kirchengeschichte Deutschlands*, Erster Teil, Leipzig, 1887, pp. 118-119; C. De Clercq, *La législation religieuse franque de Clovis à Charlemagne (507-814)*, Louvain, 1936, pp. 16-17; R. A. Markus, "From Caesarius to Boniface: Christianity and Paganism in Gaul", in J. Fontaine and J. N. Hillgarth (eds.), *The Seventh Century: Change and Continuity. Proceedings of a joint French and British Colloquium held at the Warburg Institute 8-9 July 1988*, London, 1992, pp. 158-159; H. Mordek, "Fränkische Kapitularien und Kapitulariensammlungen", in id., *Studien zur fränkischen*

- Herrschergesetzgebung: Aufsätze über Kapitularien und Kapitulariensammlungen ausgewählt zum 60. Geburtstag*, Frankfurt am Main, 2000, p. 9; H. Mordek, "Leges und Kapitularien", in id., *Studien zur fränkischen Herrschergesetzgebung*, p. 344; M. E. Moore, *A Sacred Kingdom: Bishops and the Rise of Frankish Kingship, 300–850*, Washington, D.C., 2011, p. 135.
- 9) この写本集の原本のマイクロフィルムがフランス国立図書館の Gallica サービスにより電子化されており、インターネット上で閲覧およびダウンロードが可能となっている。https://gallica.bnf.fr/ark:/12148/btv1b90666568/fl.vertical を参照。
- 10) W. Kaiser, "Beobachtungen zur Collectio Corbeiensis und Collectio Bigotiana (HS. Paris BN lat. 12097 und HS. Paris BN lat. 2796)", *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Kanonistische Abteilung* 92 (2006), pp. 77-78; H. Mordek, *Bibliotheca capitularium regum Francorum manuscripta*, München, 1995, pp. 607-609.
- 11) C. H. Turner, "Chapters in the History of Latin MSS of Canons: The Corbie MS (C), now Paris. Lat. 12097", *Journal of Theological Studies* 30 (1929), pp. 229-232; Kaiser, "Beobachtungen", pp. 83-92.
- 12) Kaiser, "Beobachtungen", pp. 87-88; K. Lotte, *Canonical Collections of the Early Middle Ages (ca. 400–1000)*, Washington, D.C., 1999, pp. 47-48.
- 13) 以下、写本の詳細については Kaiser, "Beobachtungen", pp. 77-82 を参照。
- 14) ただし、同じく3番目の追加部分に収められている「クロタール王勅令」(Boretius (ed.), *Capitularia*, pp. 18-19) の発布者および年代をめぐる議論があり、いまだに決着をみていない。クロタール1世(在位511-61)とするのは、Woll, *Untersuchungen*, 17-29。クロタール2世(584-629年)とするのは、S. Esders, *Römische Rechtstradition und merowingisches Königtum: Zum Rechtscharakter politischer Herrschaft in Burgund im 6. und 7. Jahrhundert*, Göttingen, 1997, pp. 220-243。ここでこの問題に詳しく立ち入ることはしないが、『コルビ・カノン集』に含まれる「クロタール王勅令」の写本によれば発布者には「兄弟」(germani) がいた(実際の写本でもこの用語がはっきり確認できる)。仮にそれが事実だとするならば、発布者は、国王となった兄弟(つまりテウデリク1世、クロドミル、キルデベルト1世)が確認されているクロタール1世以外には考えられないことになる。
- 15) Kaiser, "Beobachtungen", p. 81.
- 16) 訳出に際して次の英訳を参照した。J. N. Hillgarth (ed.), *Christianity and Paganism, 350-750: The Conversion of Western Europe*, Philadelphia, 1986, pp. 108-109.
- 17) 「なぜなら～知らされるからである」の一文は解釈が困難である。エスダースは文が不完全であると指摘している。Esders, *Römische Rechtstradition*, p. 322.
- 18) *Childeberti I. regis praeceptum*, Boretius (ed.), *Capitularia*, pp. 2-3: "Credimus hoc, Deo propitio, et ad nostram mercedem et ad salutem populi pertinere, si populus christianus, relictam idolorum culturam, Deo, cui integram promisimus fide, in quantum inspirare dignatus fuerit, purae deservire debeamus. Et quia necesse est, ut plebs, quae sacerdotes praeceptum non ita ut oportet custodit, nostro etiam corrigatur imperio, hanc cartam generaliter per omnia loca decrevimus emittendam, praecipientes ut quicumque admoniti de agro suo, ubicumque fuerint simulcra constructa vel idola daemonei dedicata ab hominibus factum, non statim abiecerint vel sacerdotibus hoc distrumentibus prohibuerint, datis fideiussoribus non aliter discedant, nisi in nostris obtutebus praesententur. Qualiter in sacriliigiis Dei iniuria vindicetur, nostrum est pertractandum, et quia fides nostram, ut verbo de altario sacerdote faciente, quaecumque de euangelio, prophetis vel apostolo fuerit adnuntiatum, in quantum Deus dat intellectum. Ad nos quae remonia processit, multa sacrilegia in populo fieri, unde Deus ledatur et populos per peccatum declinet ad mortem: noctes pervigiles cum ebrietate, scurrilitate vel cantecis, etiam in ipsis sacris diebus pascha, natale Domini et reliquis festivitibus vel adveniente die domineco bansatrices per villas ambulare. Haec omnia unde Deus agnoscitur laedi, nullatinus fieri permittimus. Quicumque post commonitionem sacerdotum vel nostro praecepto sacrilegia ista perpetrare praesumpserit, si serviles persona est, centum ictus flagellorum ut suscipiat iubemus; si vero ingenuus aut honoratior fortasse perona est..."

- 19) Bansatrices を「踊り子」とする解釈については以下の文献を参照。R. Van Dam, *Leadership and Community in Late Antique Gaul*, Berkeley, 1985, p. 233; Markus, "From Caesarius to Boniface", pp. 158-159.
- 20) Esders, *Römische Rechtstradition*, pp. 316-327.
- 21) Woll, *Untersuchungen*, pp. 6-13. なお、モルデクも 533 ~ 41 年の教会会議との関連性に言及しているが、その根拠は明らかにしていない。Mordek, "Fränkische Kapitularien und Kapitulariensammlungen", p. 9.
- 22) キルデバルト 1 世が招集した教会会議は、Conc. Aurelianense (533), praef., C. De Clercq, (ed.), *Concilia Galliae: A.511-A.695*, CCSL 148A, Turnhout, 1963, p. 99: "Cum ex praeceptione gloriosissimorum regum in Aurilianensem urbem ... conuenimus"; Conc. Aurelianense (549), praef., ibid., p. 148: "clementissimus princeps domnus triumphorum titulis inuictissimus Childebertus rex ... in Aurelianensi urbi congregasset in unum Domini sacerdotes"; Conc. Parisiense (552), ibid., p. 167: "Cum in urbe Parisius ad inuitationem domni regis gloriosissimi Childiberthi uenissimus". 招集が確認できない教会会議は、Conc. Aurelianense (538), ibid., pp. 113-130; Conc. Aurelianense (541), ibid., pp. 131-146; Conc. Aspasii Episcopi Metropolitanus Elusani (551), ibid., pp. 162-165; Conc. Arelatense (554), ibid., pp. 170-173.
- 23) Conc. Aurelianense (533), c. 12, De Clercq, (ed.), *Concilia*, p. 100: "Ne quis in ecclesia uotum suum cantando, bibendo uel lasciuiendo dissoluat, quia Deus talibus uotis inritatur potius quam placetur". なお、決議文書の訳出にあたっては以下の仏語訳を適宜参照した。J. Gaudemet et B. Basdevant (eds.), *Les canons des conciles mérovingiens (VI^e-VII^e siècles)*, Paris, 1989.
- 24) 祝祭やミサへの民衆の参加については、Van Dam, *Leadership*, pp. 277-286.
- 25) Synodus Dioecesis Autissiodorensis (561-605), De Clercq, (ed.), *Concilia*, p. 265: "Non licet compensus in domibus propriis nec per uigiliis in festiuitates sanctorum facere nec inter sentius aut ad arbores sacriuos uel ad fontes uota dissoluere, nisi, qui quumque uotum habuerit, in ecclesia uigilet".
- 26) Conc. Aurelianense (533), c. 20, De Clercq, (ed.), *Concilia*, p. 102: "Catholici qui ad idolorum cultum non custoditam ad integrum accepti baptismi gratiam reuertuntur uel, qui cibis idolorum cultibus immolatis gustu inlicitae praesumptionis utuntur, ab ecclesiae coetibus arceantur".
- 27) Conc. Aurelianense (538), c. 33, De Clercq, (ed.), *Concilia*, p. 126: "Quia Deo propitio sub catholicorum regum dominatione consistimus, Iudei a die ciniae Domini usque in secunda sabbati in pascha, hoc est ipso quadriduo, procedere inter Christeanus neque catholicis populis se ullo loco uel quacumque occasione miscire praesumant".
- 28) トゥール司教グレゴリウス (兼岩正夫・臺幸夫訳)『歴史十卷 (フランク史)』(上巻)、第 5 卷 11 章、381-385 頁。詳しくは、B. Brennan, "The Conversion of the Jews of Clermont in AD 576", *Journal of Theological Studies* 36, 1985, pp. 321-337.
- 29) Conc. Matisconense (581/3), c. 14, De Clercq, (ed.), *Concilia*, p. 226: "Vt Iudaeis a cena Domini usque prima pascha secundum edictum bonae recordationis domni Childeberti regis per plateas aut forum quasi insultationis causa deambulandi licentia denegetur ... nec ante sacerdotes consessum nisi ordenati habere praesumat".
- 30) 583 年の時点でキルデバルト 2 世はまだ在位中であつたので、過去の国王に使われる「良き思い出の」と形容されることは決してなかつたはずである。
- 31) Mordek, *Bibliotheca*, pp. 970-971. なお、決議第 33 条は『コルビ・カノン集』の 6 番目の追加部分 (f.224) に収録されている。Kaiser, "Beobachtungen", p. 82.
- 32) Conc. Aurelianense (541), c. 15, De Clercq, (ed.), *Concilia*, p. 136: "Si quis post acceptum baptismi sacramentum ad immolata daemonibus, tanquam ad uomitum, sumenda reuertitur, si commonitus a sacerdote se corrigere ex hac praeuaricatione noluerit, a communione catholica pro emendatione sacrilegii suspendatur".

- 33) S. Bradbury, "Constantine and the Problem of Anti-Pagan Legislation in the Fourth Century", *Classical Philology* 89, 1994, pp. 120-139.
- 34) メロヴィング期の史料において sacerdos/sacerdotes は司教を意味することが多いが、司祭を指す場合もある。J. F. Niermeyer (ed.), *Mediae latininitatis lexicon minus*, Leiden, 1976, pp. 925-926. トゥール司教グレゴリウスはしばしば「司教」という意味で使用している。M. Bonnet, *Le Latin de Grégoire de Tours*, Paris, 1890, p. 237.
- 35) Conc. Aurelianense (538), c. 31, De Clercq, (ed.), *Concilia*, p. 125: "Quod si inuentus fuerit quis in operibus supra scriptis, quae interdicta sunt, exercere, qualiter emundari debeat, non in laici districtione, sed in sacerdotis castigatione consistat".
- 36) 拙稿「メロヴィング朝フランク王国における教会会議の政治的役割—王と司教の交渉の視点から—」(博士論文)、2017年、63-67頁を参照。
- 37) *Gunthramni regis edictum*, Boretius (ed.), *Capitularia*, pp. 10-12; Conc. Matisconense (585), De Clercq (ed.), *Concilia*, pp. 237-250.
- 38) P. D. King, "The Barbarian Kingdoms", in J. H. Burns (ed.), *The Cambridge History of Medieval Political Thought, c.350–c.1450*, Cambridge, 1988, pp. 135-136.
- 39) *Gunthramni regis edictum*, Boretius (ed.), *Capitularia*, p. 10: "cognovimus infra regni nostri spatia universa scelera, quae canonibus et legibus pro divino timore puniri consuerunt, suadente adversario boni operis perpetrari, et ex hoc procul dubio indignatione coelesti per diversas seculi tempestates homines ac pecora aut morbo consumi censentur aut gladio, dum divina iudicia non timentur".
- 40) *Gunthramni regis edictum*, Boretius (ed.), *Capitularia*, p. 10: "pro regni ergo nostri stabilitate et salvatione regionis vel populi sollicitudine...Sed vos, apostolici pontifices, iungentes vobiscum consacerdotes vestros et filios senioris ecclesiae ac iudices locorum...ita universam populi multitudinem constanti vel Deo placita iugiter praedicatione corrigete".
- 41) ただし、写本の段階で条項ごとに整理されていたわけではない。例えば、先にあげた『コルビ・カノン集』の「クロタール王勅令」の写本では、条項に番号が振られておらず、条項間には空白すらない。とはいえ、内容から判断して明らかに別々の事柄をそれぞれ規定しており、その点で勅令全体が内容的にまとまりをなしている「キルデベルト勅令」や「グントラム王勅令」とは異なる。
- 42) *Guntchramni regis edictum*, *Capitularia*, p. 11: "Idcirco huius decreti ac definitionis generalis vigore decernimus, ut in omnibus diebus dominicis, in quibus sanctae resurrectionis mysterium veneramus, vel in quibuscunque reliquis solemnitatibus, quando ex more ad veneranda templorum oracula universae plebis coniunctio devotionis congregatur studio, praeter quod ad victum praeparari convenit, ab omni corporali opere suspendatur nec ulla causarum praecipue iurgia moveantur".
- 43) *Guntchramni regis edictum*, *Capitularia*, p. 12: "Cuncta ergo quae huius edicti tenore decrevimus, perpetualiter volumus custodiri, quia in sancta synodo Matisconensi haec omnia, sicut nostis, studuimus definire, quae praesenti auctoritate vulgamus".
- 44) *Guntchramni regis edictum*, *Capitularia*, p. 11: "sacrosancti pontifices, quibus divina clementia potestatis paternae concessit officium, imprimis nostrae serenitatis sermo dirigitur, sperantes quod ita populum vobis providentia divina commissum frequenti praedicatione studeatis corrigere et pastoralis studio gubernare".
- 45) *Guntchramni regis edictum*, *Capitularia*, p. 12: "distringat legalis ultio iudicum quos non corrigit canonica praedicatio sacerdotum".
- 46) G. I. Halfond, *The Archaeology of Frankish Church Councils, AD 511-768*, Leiden, 2010, pp. 95-97.
- 47) De Clercq, *La législation*, pp. 58-61; De Clercq, (ed.), *Concilia*, pp. 274-285. 拙稿「メロヴィング期における教会会議の政治的役割——クロタール2世の治世後期(613-629年)を中心に——」『西洋史学』256(2014)、11-13頁も参照されたい。
- 48) Ewig, "Die fränkischen Teilungen", pp. 130-131.
- 49) *Ibid.*, p. 131.

50) De Clercq, *La législation*, p. 20 ; De Clercq (ed.), *Concilia*, p. 131.

(本学文学部授業担当講師)